

約款規定例 新旧対比表

以下のとおり、約款規定（下線箇所）を改定（新設）します。
 ※以下は対象約款の一部を抜粋したものです。また、保険種類によって条番号が異なります。

[例：無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）普通保険約款]

現行	改定後
<p>第6条 保険契約者・被保険者の告知義務</p> <p>当会社が、保険契約の締結または保険契約の復活（第5・23条）の際、支払事由または保険料の払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者（備-1）は、その書面によって告知してください。ただし、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。この場合、保険契約者または被保険者（備-1）はその医師が書面に記入した内容を確認してください。</p> <p>第6条 備考（略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>第45条 情報端末による保険契約の申込等をする場合の取扱</p> <p>①保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、情報端末（備-1）を用いることによっても、保険契約の申込みもしくは復活の請求（第5・23条）または告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）保険契約者または被保険者（備-3）は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、情報端末（備-1）に表示することにより当会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当社に送信すること（備-2）によって、告知することができるものとします。また、当会社の指定した医師が口頭で質問した事項についてその医師に口頭で告知する際、その医師は告知された内容を情報端末（備-1）に入力することがあります。この場合、保険契約者または被保険者（備-3）は、口頭でした告知に関し、その医師が情報端末（備-1）に入力した事項を確認してください。</p> <p>②第①項の規定により保険契約の申込みもしくは復活の請求または告知を行なった場合、当会社は、その保険契約の申込みもしくは復活の請求または告知に関する書面等を保険契約者（備-4）に交付します。</p> <p>第45条 備考（略）</p>	<p>（同 左）</p>

現行	改定後
(新設)	<p>第46条 電磁的方法による告知をする場合の取扱 <u>被保険者は、当会社の承諾を得て、電磁的方法（備－1）によっても、告知（第6条）をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。</u></p> <p><u>（1）被保険者（備－2）は、当会社の定めた告知書の提出にかえて、当社が電磁的方法（備－1）により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、当社に送信することによって、告知することができるものとします。</u></p> <p><u>（2）当社は、（1）により被保険者から送信された事項の受信をもって、被保険者の告知があったものとして取り扱います。この場合、当社は、受信した被保険者の告知の内容を被保険者に通知（備－3）します。</u></p> <p>第46条 備考 <u>（備－1）インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。</u> <u>（備－2）被保険者の親権者または後見人を含みます。</u> <u>（備－3）電磁的方法による場合を含みます。</u></p>

以上